

茨木市 街路樹 整備方針 (案)



令和8年(2026年)
2月時点
茨木市

目次

1. 計画の目的と概要	3
1-1. 計画の目的	3
1-2. 計画の位置づけ	3
1-3. 関連計画等の街路樹の方向性	3
1-3-1. 道路緑化技術基準（国土交通省 平成 27 年(2015 年)3 月改正)	3
1-3-2. 茨木市都市計画マスタープラン(茨木市 令和 7 年(2025 年)3 月)	4
1-3-3. 茨木市みどりの基本計画 改定版(茨木市 令和 8 年(2026 年)3 月)	4
1-3-4. 茨木市景観計画(茨木市 令和 6 年(2024 年)3 月変更)	5
1-3-5. 茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン(茨木市 令和 6 年(2024 年)3 月)	5
1-4. 対象範囲	6
2. 茨木市の街路樹	7
2-1. 街路樹の位置づけと機能	7
2-2. 街路樹に影響を与える社会的要因	8
2-2-1. 人口動向	8
2-2-2. 茨木市の財政状況	8
2-2-3. 都市計画	9
2-2-4. 街路樹機能の社会ニーズの変化	10
2-3. 茨木市の街路樹の現況	11
2-3-1. 茨木市の街路樹の特徴	11
2-3-2. 街路樹植栽路線数	12
2-3-3. 街路樹の概要	13
2-3-4. 街路樹の健全度	14
2-3-5. 街路樹の日常管理	16
2-4. 茨木市の街路樹における課題	17
2-4-1. 道路の安全機能を阻害	17
2-4-2. 狭小な歩道構造	19
2-4-3. 樹木の健康阻害	20
2-4-4. 沿道環境への支障	22
2-4-5. 気候変動・自然災害に伴う街路樹への影響	23
2-4-6. 生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種	23
2-5. 街路樹に関する市民意識	24
2-5-1. ワークショップ	24
2-5-2. 市民意見交換会	26
2-5-3. 学生による「共創」をテーマとした街路樹管理のあり方検討	26
3. 茨木市に求められる街路樹の将来像	28

4. 街路樹再整備方針	30
4-1. 目標	30
4-2. 基本方針	30
4-3. 実施方策	31
4-3-1. 実施方策1：街路樹の健全な育成に向けた維持管理	32
4-3-2. 実施方策2：良好な街路空間形成のための再整備	35
4-3-3. 実施方策3：地域特性を反映した街路樹景観形成	40
4-3-4. 実施方策4：市民が参加しやすい仕組みづくり	50
4-3-5. 実施方策5：街路樹管理シートの作成	53

1. 計画の目的と概要

1-1. 計画の目的

本市が管理する街路樹（高木約6,500本）の中には、樹齢40年を超えるものも多く、大径木化や老木化に伴う樹木健全性の低下、景観の悪化等が生じています。また、樹高の伸長や肥大成長等により、街路樹の管理に要するコストは相対的に増加しており、管理費の縮減も課題となっています。

これらの課題を解決し、通行する車や歩行者の安全性を確保するとともに、都市の魅力を高める良質な街路空間を創出するため、街路樹を適切に管理する方針として、「茨木市街路樹再整備方針」を策定しました。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、「第6次茨木市総合計画」を上位計画とし、その他関連する各計画と相互に連携し、整合を図りながら、本市が所管する街路樹の管理について示すものとします。

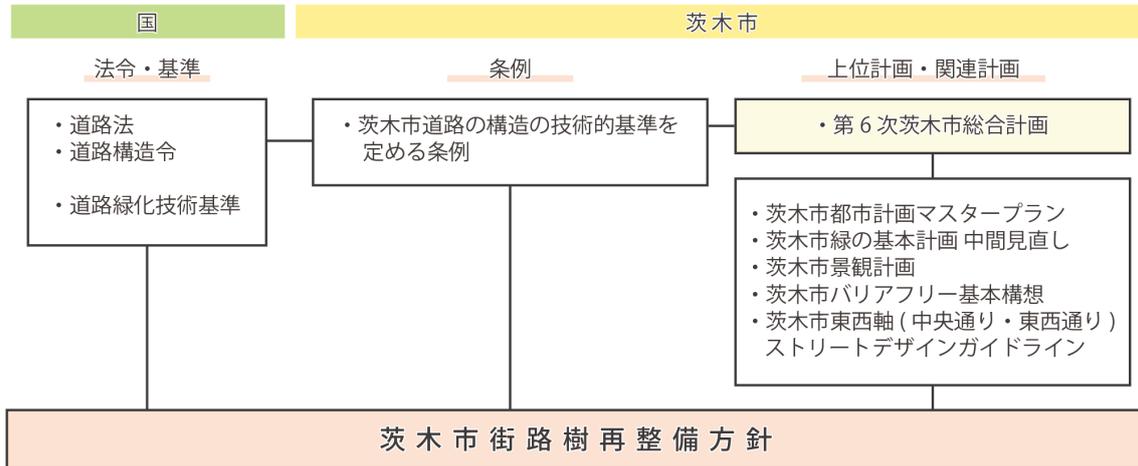


図 1-1 計画の位置づけ

1-3. 関連計画等の街路樹の方向性

本計画に関連する基準や計画について、街路樹に関する記述を以下に整理します。

1-3-1. 道路緑化技術基準 (国土交通省 平成27年(2015年)3月改正)

道路緑化技術基準は、道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な整備及び管理に資することを目的に策定されたものです。

昭和63年(1988年)に策定された道路緑化技術基準は平成27年(2015年)に改定されました。

<改正の概要>

- ・地域特性を考慮した植栽構成への転換
- ・交通の安全確保を前提とした植栽の健全な育成
- ・植栽計画時の留意点(交通の安全、構造物の保全、維持管理水準や道路空間に見合った樹種の選定)
- ・大木化、高齢化した樹木等の計画的更新 等

1-3-2. 茨木市都市計画マスタープラン(茨木市 令和7年(2025年)3月)

茨木市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市民が考える理想のまちの姿の実現を目指し、市民の暮らしを支える都市づくりの方向性を定め、その実現に向けた具体的な方針を定めた計画です。

(3)交通体系

方針3-1 公共交通を中心とした、人と環境にやさしい交通環境の構築

市内の移動手段の中心となる公共交通を中心にしながら歩行者・自転車等多様な移動手段に対する通行環境を改善することにより、自動車に頼らなくても移動でき、人と環境にやさしい交通環境を構築するための施策を推進します。

<取組内容：安全な歩行空間の確保>

- ・歩行空間のバリアフリー化（バリアフリー化の推進等）
- ・歩行者安全対策の推進（安全な歩行空間の整備等）

(6)みどり・都市環境

方針6-1 みどりを活かした都市づくりの推進

市民共有の財産であるとともにまちの魅力を高める重要な要素として、質の高いみどりを保全・創造します。

<取組内容：質の高いみどりの保全と創造>

- ・まちなか緑の最適化（街路樹の維持管理・更新、地区計画による緑化率の設定等）

(7)景観形成

方針7-2 歩きやすく、歩きたくなる魅力ある景観形成の推進

市の中心部では、より統一感のあるまちなみを形成するため、市役所・おにクル・元茨木川緑地等と両駅をつなぐ東西軸（中央通り・東西通り）を、目的地へ向かう期待感や魅力的な雰囲気演出のほか、歩きやすく、歩きたくなる空間をデザインし、各拠点の魅力をまち全体に広げていきます。

<取組内容：ストリートデザインガイドラインに基づく東西軸における取組の推進>

- ・人が主役となる魅力ある空間形成につながる場づくりや活動の創出
- ・歩きやすく、歩きたくなるような沿道空間の景観誘導

1-3-3. 茨木しみどりの基本計画 改定版(茨木市 令和8年(2026年)3月)

茨木しみどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づき本市が定める計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定するみどりに関する総合的な計画です。

具体施策(8) まちなかのみどりの最適化

街路樹や河川水路のみどり、学校や公共施設のみどり等、まちなかのみどりの最適化に取り組む等、まちのみどりを増やし、木陰を創出していきます。

①道路のみどり

[1] 街路樹

- ・樹冠の連続する街路樹とする等、緑視効果の向上を図ります。
- ・街路樹診断結果や、市民意見交換会、ワークショップを踏まえ、「街路樹再整備方針」を策定し、基準に沿った適切な剪定や植え替え等の維持管理、更新を進めます。また、同方針に基づき維持管理を実施していくための実施計画の策定を検討します。

1-3-4. 茨木市景観計画(茨木市 令和6年(2024年)3月変更)

茨木市景観計画は、景観法を活用した今後の景観行政の全体像を一つの計画書として示したもので、市民、事業者、行政それぞれが、将来の景観のあり方を考え、共有し、住み続けたいまちを未来へ継承していくための指針となるものです。

第5章 景観計画区域の設定

- ・市街化を促進する市街化区域の範囲を「まちなみ景観区域」に設定
- ・各景観特性の中で、茨木市のシンボルと言える景観であり、市として景観形成上重要と考える地区、及び地元発意によって積極的に景観形成を進めようとしている地区を「景観形成地区」に指定

第6章 良好な景観形成の方針

〈まちなみ景観区域 景観形成の方針〉ゆとり・うるおいを感じさせる

- ・うるおいある景観を形成するため、敷地での緑化や街路樹等による沿道緑化を促進します。

第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準

- ・景観重要道路として、市道は東西通り(西中条町2番～別院町7番)を指定

〈整備の方針〉

- ・うるおいと落ち着きある雰囲気形成するにふさわしい、洗練された道路空間の形成に努めます。

〈整備に関する事項〉

- ・舗装や街路樹等の道路の付属物は維持管理のしやすさに配慮しつつ、良好な景観の維持に努めます。

1-3-5. 茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン(茨木市 令和6年(2024年)3月)

茨木市東西軸ストリートデザインガイドラインは、一方通行化構想のあるメインストリートの東西軸(中央通りと東西通り)を対象に、歩きやすく歩きたくなるメインストリートを官民が連携して実現するための指針として、道路・沿道空間のあり方やデザインの指針、実現に向けた方策等を示すものです。

(2)東西通りのデザイン指針

①デザインコンセプト

【デザインコンセプト】身近にうるおいを感じる良質で落ち着きのあるデザイン

- ・「緑のうるおい」「落ち着いた雰囲気」を活かしながら、誰もが安心して通行できるとともに、緑に包まれ、行き交う人々がより身近にうるおいを感じ、良質で落ち着きのある空間を目指します。
- ・道路空間では、うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練された空間の形成を目指します。
- ・沿道空間では、積極的な緑化やオープンスペースの整備等を推奨するとともに、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導します。

②道路空間のデザイン指針

〈空間形成に関する考え方〉

- ・街路樹や沿道空間の植栽等の豊かな緑が際立つように、シンプルな形態を基本としつつ、うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練された道路空間を目指します。

〈空間構成要素に関する考え方(街路樹)〉

- ・歩道空間が緑に包まれ、行き交う人々が自然による癒しを感じられるように、高木の街路樹を連続して配置することを基本とします。
- ・樹木の形は洗練され、維持管理のしやすさにも配慮しつつ、木漏れ日を感じられる並木道の形成を基本とします。



東西通り将来像のイメージ



街路樹のイメージ

1-4. 対象範囲

本計画の対象範囲は、市道等に植栽された高木街路樹とします。下図の緑線が、高木街路樹が植栽されている路線を示したものです。なお、緑線で示した箇所は、路線の始点から終点を示した箇所であり、街路樹植栽箇所を示すものではありません。

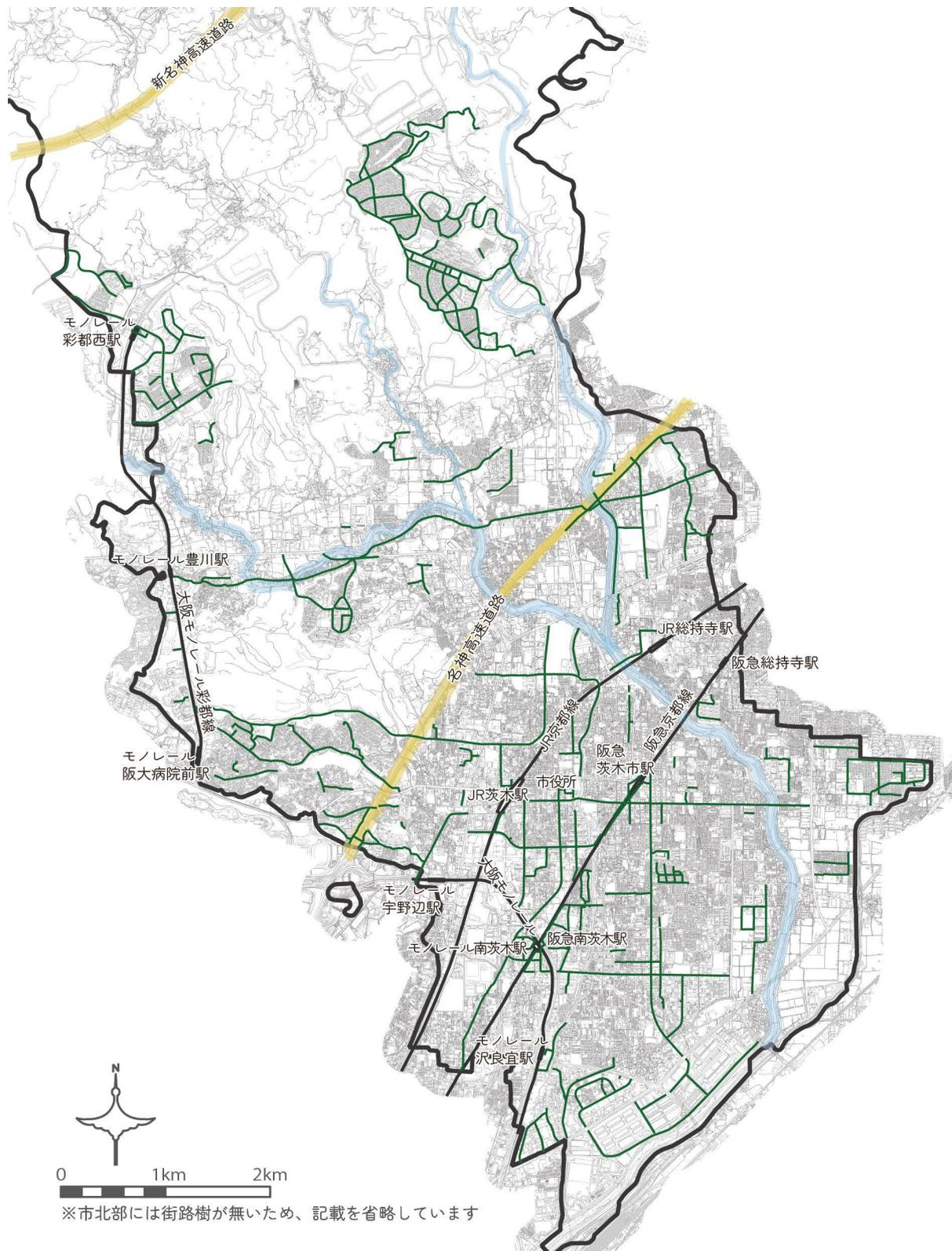


図 1-2 街路樹路線位置図

2. 茨木市の街路樹

2-1. 街路樹の位置づけと機能

街路樹とは、道路上に植栽された樹木のこと、道路法においてはガードレールや街灯等と同様に道路附属物として位置づけられています。

街路樹は様々な道路緑化の機能を有しており、景観向上機能、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、防災機能等の機能が備わっています。また、植物であることから、「親しみ」や「潤い」、「やすらぎ」といった情緒的価値をもたらす点は、他の道路附属物には見られない街路樹ならではの大きな特徴です。

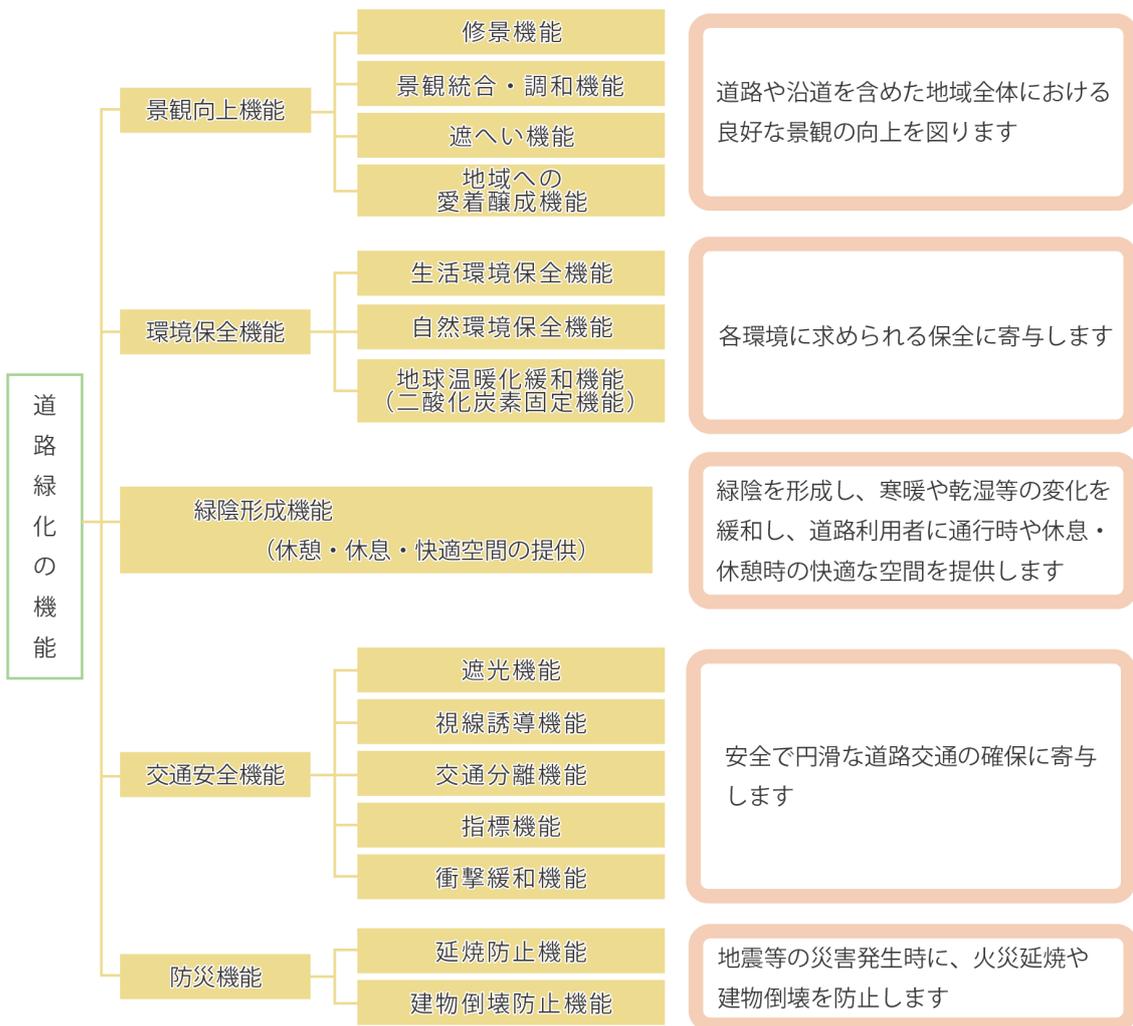


図 2-1 街路樹の機能

出典)道路緑化基準・同解説 日本道路協会(平成28年(2016年)3月)を一部改変

2-2. 街路樹に影響を与える社会的要因

街路樹の整備・管理に影響を与える社会的要因について整理します。具体的には、人口動向、財政状況、都市計画の方向性等、街路樹のあり方を検討する上で考慮すべき外部環境を明確化します。

2-2-1. 人口動向

日本全国で人口減少・少子高齢化が進む中、本市では平成21年（2009年）以降に彩都西部地区等での居住が進み、総人口は微増傾向が続いてきましたが、令和7年（2025年）をピークとして減少する予想となっており、少子高齢化は避けることができない状況となっています。

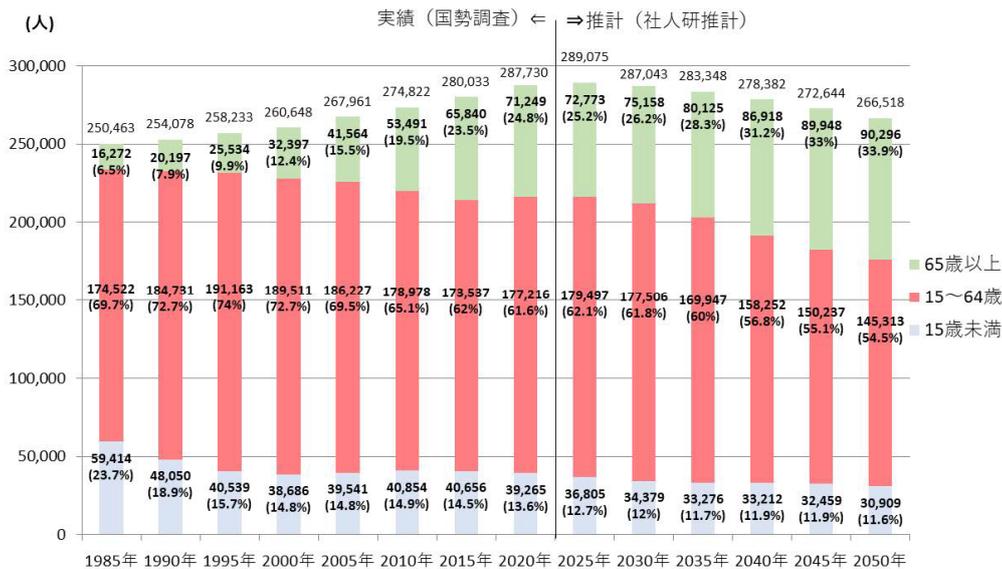
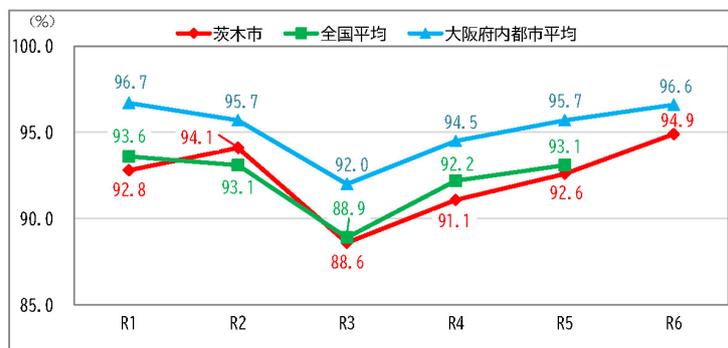


図 2-2 茨木市における推計人口推移

出典：2020年までは国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計

2-2-2. 茨木市の財政状況

市が自由に使えるお金のうち、毎年必ずかかる経費に使われている割合は、令和6年度（2024年度）で94.9%となり、前年度より上昇しました。市税等の収入は増えましたが、物価高騰の影響等により経常的な支出がそれ以上に増えたためです。このため、新たな事業に使えるお金は限られており、市の財政は厳しい状況にあります。



※令和6年度の全国平均は未定です。
 ※大阪府内都市平均は政令市を除いています。（令和6年度の数値は速報値）

図 2-3 経済収支比率の推移

出典：令和6年度茨木市の財政状況(令和7年(2025年)10月 財政課)

2-2-3. 都市計画

都市計画区域は、市全域の7,649haであり、市街化区域3,398ha、市街化調整区域4,251haに区分しています。市街化区域に位置する街路樹植栽路線は222路線あり、市街化調整区域は14路線あります。

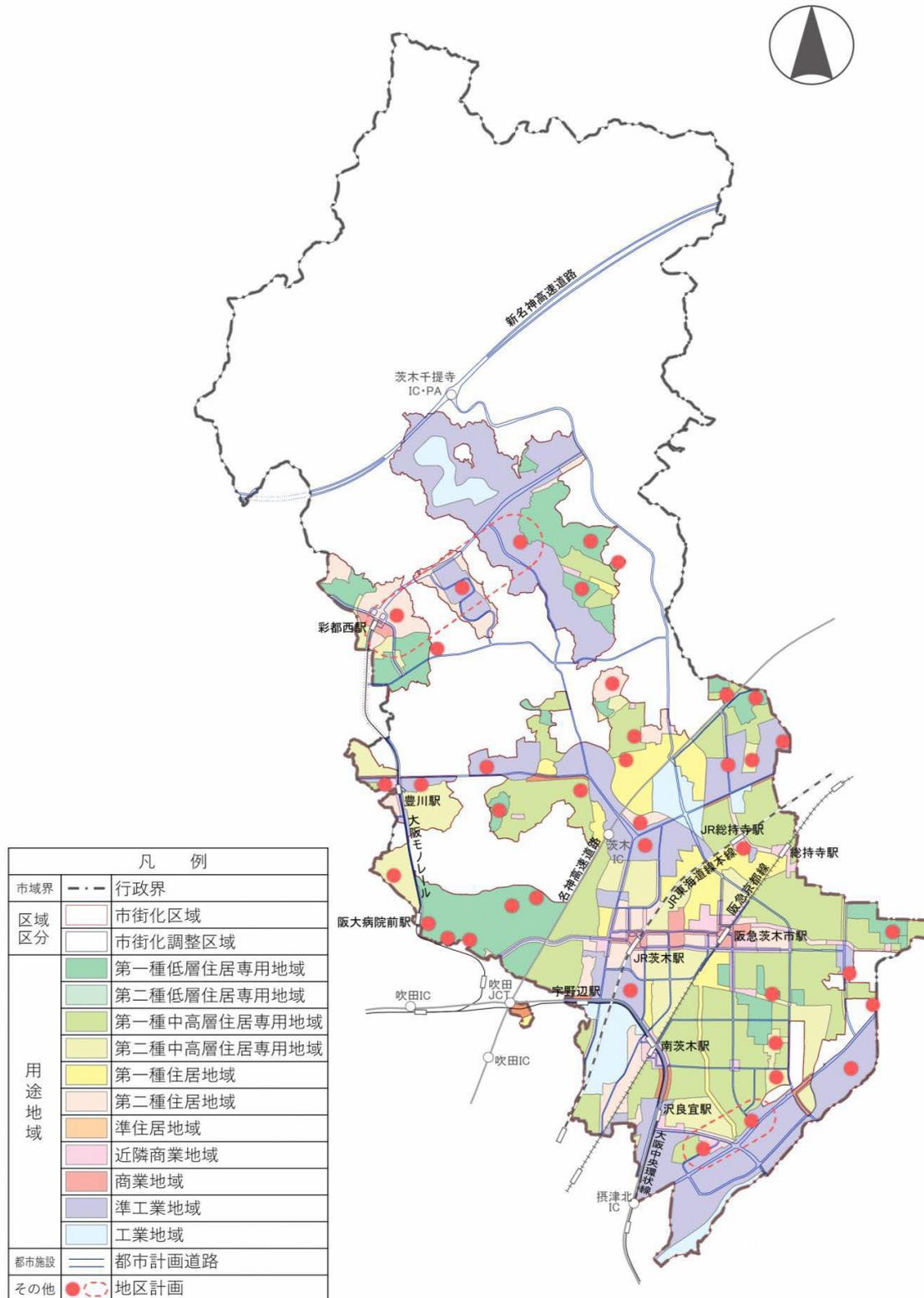


図 2-4 都市計画図

出典：茨木市都市計画マスタープラン参考資料（令和7年（2025年）3月時点）

2-2-4. 街路樹機能の社会ニーズの変化

街路樹は、これまで緑量の確保や植栽本数の増加を重視した整備が進められてきましたが、近年では、気候変動への対応や歩行者中心の街づくりの進展、維持管理コストへの配慮等を背景に、その役割は変化しています。

今後は、単なる量的確保にとどまらず、日陰形成による歩行空間の快適性向上、環境負荷低減、安全性の確保等、街路樹が発揮する機能の質を重視した整備・管理が求められています。

2-3. 茨木市の街路樹の現況

2-3-1. 茨木市の街路樹の特徴

本市では、北部の丘陵地に位置する住宅地や、南部の平野部に広がる住宅地・市街地・工業地域等、様々な環境の中に街路樹が植栽されており、各地域で多様な役割を担っています。

具体的には、市街地における街路樹は、にぎわいや歩行空間の快適性を高め、都市景観の質を向上させる役割を果たしています。幹線道路の街路樹は、地域の移動を支える交通軸において、緑の連続性を形成し、景観の骨格づくりに寄与しています。工業地域の街路樹は、周辺環境の硬質な印象をやわらげています。住宅地周辺の街路樹は、日常生活に身近なみどりとして、住環境の質の向上に役立っています。



市街地(駅周辺)の街路樹



幹線道路(都市計画道路)の街路樹



幹線道路(住宅地内)の街路樹



工業地の街路樹



住宅地の街路樹



住宅地の街路樹

2-3-2. 街路樹植栽路線数

本市が管理する高木街路樹の植栽路線は、全体で 211 路線あります。現地調査の結果、路線の一部には歩道構成や植栽されている樹種が大きく異なる区間が確認されました。再整備方針を検討するにあたっては、これらの差異を踏まえ、路線を適切に分割して扱う必要があります。



路線北側



路線南側

同一路線で、路線北側は植樹帯にケヤキが植栽、路線南側は単独で設置されている植樹柵にクロガネモチが植栽されていたため、路線を分割し整理しました。

本計画では、この分割によって増加した路線を含め、計 236 街路樹管理区分路線(以下路線と表記)を対象として検討を進めます。

表 2-1 街路樹路線数

項目	路線数	分割により増加した数	街路樹管理区分路線数
高木街路樹植栽路線	211 路線	25 路線	236 路線

2-3-3. 街路樹の概要

(1) 街路樹本数と主要な樹種

本市が管理する高木街路樹本数は約 6,500 本あります。

主要な高木樹種としては、以下の樹種が挙げられます。数量は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 7 年度（2025 年度）にかけて実施した簡易診断調査（対象木 6,516 本）の結果に基づくものであり、記載順は数量の多い順に整理しています。

表 2-2 街路樹樹種別本数

No.	樹種	常緑・落葉区分	本数 (本)	割合
1	アラカシ	常緑	886	14%
2	ケヤキ	落葉	880	14%
3	クロガネモチ	常緑	568	9%
4	シラカシ	常緑	499	8%
5	トウカエデ	落葉	465	7%
6	イチョウ	落葉	426	7%
7	クスノキ	常緑	423	6%
8	アオギリ	落葉	403	6%
9	サクラ類	落葉	392	6%
10	ハナミズキ	落葉	327	5%
—	その他	-	1,247	19%

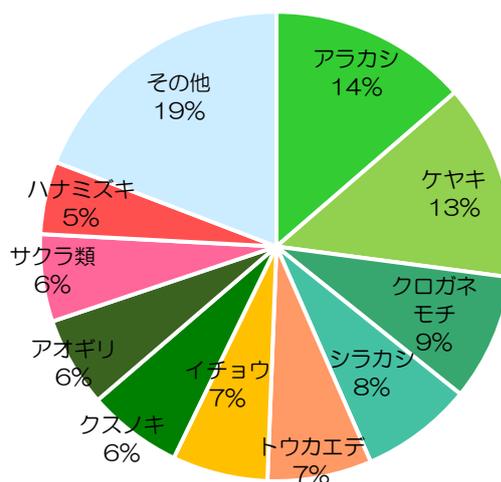


図 2-5 高木樹種割合

※令和 5 年度（2023 年度）から令和 7 年度（2025 年度）にかけて実施した簡易診断調査（対象木 6,516 本）の結果に基づく数量

(2) 街路樹の形状特性

本市が管理する街路樹について、全体の平均樹高は 4.8m、平均幹周は 0.6m であり、比較的コンパクトな樹形となっている状況です。また、平均樹高が最も高い樹種はイチョウの 7.4m でした。主要樹種ごとの平均樹高及び平均幹周を整理した結果を以下に示します。

表 2-3 街路樹樹種別本数

No.	樹種	平均樹高(m)	平均幹周(m)
1	アラカシ	4.0	0.4
2	ケヤキ	6.3	0.9
3	クロガネモチ	3.5	0.3
4	シラカシ	3.8	0.5
5	トウカエデ	4.7	0.6
6	イチョウ	7.4	0.7
7	クスノキ	4.4	0.5
8	アオギリ	5.0	0.6
9	サクラ類	5.2	0.9
10	ハナミズキ	3.8	0.3
-	その他	4.5	0.6
-	街路樹全体	4.8	0.6

※令和 5 年度（2023 年度）から令和 7 年度（2025 年度）にかけて実施した簡易診断調査（対象木 6,516 本）の結果に基づく数量

2-3-4. 街路樹の健全度

本市が管理する街路樹を対象として、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）にかけて樹木医による簡易診断調査を実施しました。

本調査は、目視による樹木診断により、危険性の明らかに高い樹木を抽出することを目的としたものです。調査項目は、樹勢、傾斜、枯枝、腐朽等、全9項目で構成し、それぞれの評価結果をもとに、健全度をA～Eの5段階で判定しました。

簡易診断の結果、危険性があると判断された樹木については伐採や剪定等の必要な処置を実施します。一方、簡易診断では確認できない内部腐朽の有無や進行度について、樹木診断機器を用いた詳細診断を実施し、樹木の健全度に応じた対策を講じます。



簡易診断実施の様子

根元に腐朽がないか鋼棒を指して確認します



簡易診断実施の様子

根元の揺らぎを確認し、倒伏のおそれがないか確認します

簡易診断の結果、A（健全）と評価された樹木は2,888本（44.3%）で最も多く、次いでB（わずかな異常）が2,184本（33.5%）となりました。一方、E（非常に高い危険性あり）と判定された樹木は180本（2.8%）確認されました。これらの診断結果を踏まえて、早期に対処が必要な樹木に関しては、順次、処置を進めています。

表 2-4 簡易診断での健全度評価

健全度評価	本数 (本)	全本数 割合
A：健全	2,888	44.3%
B：わずかな異常	2,184	33.5%
C：危険性のない弱点	721	11.1%
D：危険性あり (すぐには倒伏等しない)	189	2.9%
E：非常に高い危険性あり (すぐに倒伏等するおそれあり)	180	2.8%
不明 (外観診断実施後に判定)	354	5.4%

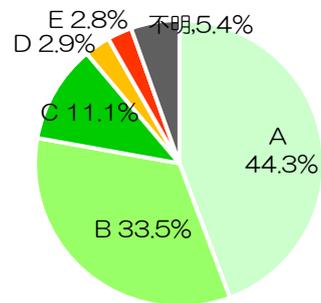


図 2-6 簡易診断結果割合

※令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）にかけて実施した簡易診断調査（対象木6,516本）の結果に基づく数量

主要樹種別の健全度評価を以下に示します。不健全木の割合が高い樹種は、サクラ（ソメイヨシノ、シダレザクラ）の32%（全392本中）でした。その他の樹種としては、メタセコイアの66%（全32本中）、次いでニセアカシアの50%（全6本中）、プラタナスの28%（全223本中）等がありました。一方、不健全木の割合が低い樹種は、クロガネモチ（全568本）等であり、0%でした。

表 2-5 簡易診断での健全度評価

(本)

No.	種名	A： 健全 (本)	B： わずかな異常	C： 危険性 のない 弱点	D： 危険性 あり	E： 非常に 高い 危険性 あり	不明： (外観 診断実 施後に 判定)	不健全木 の割合 (Eと 「不明」 の合計割 合)	総計
1	アラカシ	447	320	83	9	10	17	3%	886
2	ケヤキ	317	347	134	23	15	44	7%	880
3	クロガネモチ	365	164	28	9	2	0	0%	568
4	シラカシ	144	184	83	27	16	45	12%	499
5	トウカエデ	271	136	31	7	11	9	4%	465
6	イチョウ	247	116	38	7	4	14	4%	426
7	クスノキ	154	237	13	7	6	6	3%	423
8	アオギリ	100	197	46	18	16	26	10%	403
9	サクラ	83	68	93	23	27	98	32%	392
10	ハナミズキ	174	103	20	15	11	4	5%	327
-	その他	586	312	152	44	62	91	12%	1247

※令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）にかけて実施した簡易診断調査（対象木6,516本）の結果に基づく数量

2-3-5. 街路樹の日常管理

(1) 日常管理の内容

本市が管理する街路樹は、概ね1年に1回の高木剪定が実施されています。維持管理の内容は、「公園等除草・剪定業務委託処理要領」に示されており、高木街路樹の剪定に関する内容を一部以下に示します。なお、街路樹の維持管理は公園樹木等と合わせて行うことで、業務の効率化を図っています。

項目	内容
公園樹木・街路樹共通剪定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・枯枝・折れ損により危険な枝、病気の枝、通風・採光・架線等の障害となる枝、生長のとまった弱小枝、樹形を乱す枝、生長上不要な枝、(ひこばえ、幹ぶき、からみ枝、徒長枝、逆さ枝、ふところ枝)等の除去を行う。 ・剪定の時期は、9月上旬から10月下旬を標準とする。
街路樹剪定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・道路構造物、案内板、規制標識の見通しを阻害する枝及び通行(人・車等)に障害となる枝、電線や隣接地に影響する枝等の切除を行う。 ・直幹型樹種は、成木時に下枝が歩道部地上高2.5m以上、車道部4.5m以上確保し、樹冠と幹の比が概ね6:4の状態を基本とする。 ・分岐型樹種は、均等な枝の配置とし、樹冠と幹の比は直幹型と同様とする。 <p>垂直枝の樹種(しだれ柳等)や弱耐風性の樹種については、強剪定等別の技法による。</p>



植栽管理作業の様子



除草清掃作業の様子

(2) 日常管理の維持管理費

街路樹の維持管理は、上記で示した剪定に加え、除草や清掃等の維持管理を実施しています。市内の街路樹は樹齢を重ねたことによる大木化・老木化が進行しており、このままでは剪定や伐採が大掛かりとなり、緊急対応を要する倒木や落枝が増加することが想定されることから、維持管理費の増加が懸念されます。

加えて、近年の人件費高騰の影響により、剪定本数に変化はないものの、維持管理費用全体は年々増加しています。こうした状況から、限られた予算の中で、優先度の高い作業から順次対応しているのが現状です。

2-4. 茨木市の街路樹における課題

本市の街路樹が生育する上での課題について整理します。道路の安全機能阻害、狭小な歩道構造、樹木の健康阻害、沿道環境への支障、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種等の課題が挙げられます。

2-4-1. 道路の安全機能を阻害

街路樹は成長に伴い大木化・老木化し、枝落ち・倒木の発生や建築限界の越境、見通しや信号・道路標識の認識阻害、根上がりによる通行障害等、道路の安全機能を阻害する諸問題を引き起こすおそれがあります。

(1) 樹勢劣化や腐朽進行による枝落ち・倒木の発生

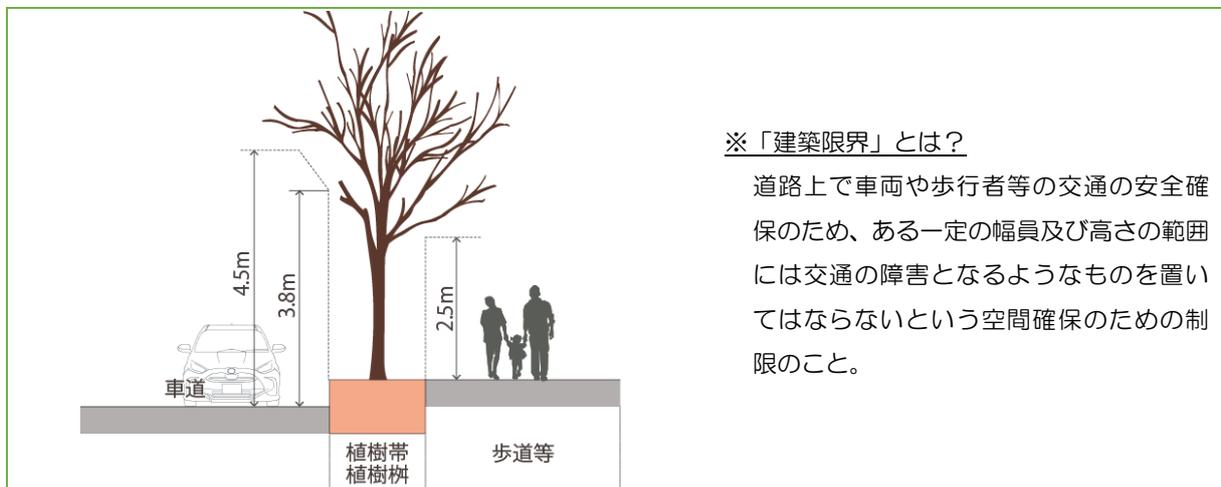
老木化や大木化により樹勢の衰えや腐朽の進行・拡大が見られる場合、大きな枝の落下や倒木が発生し、人や車両等に影響を及ぼすおそれがあります。特にサクラは老木化が顕著なものが多く、枯れ枝や腐朽が確認されている樹木も存在します。



老木化が進むサクラ 枯れ枝がついている

(2) 建築限界の越境

街路樹の成長により、樹木が道路の建築限界※を超えて張り出すことで、バス等の大型車両の通行や、自転車・歩行者の安全な通行に支障を及ぼすおそれがあります。本市においても、枝葉が伸長し建築限界を越境している路線が確認されています。





車道・歩道の建築限界を越境しているサクラ



車道・歩道の建築限界を越境しているイチョウ

(3) 交差点・横断歩道の近接

交差点周辺や、横断歩道に近接した場所に街路樹が位置しており、大木化することで見通しが悪化し、交通安全上の支障となる場合があります。



横断歩道に近接して植栽されているケヤキ



横断歩道に近接して植栽されているアラカシ

(4) 道路標識・信号、街灯等支障

街路樹の成長により、道路標識や信号、街灯等が隠れてしまい、交通安全上の支障となる場合があります。



サクラの枝葉が街灯を覆っている



アラカシの枝葉が道路標識を覆っている

(5) 歩道・縁石の根上がりによる通行障害

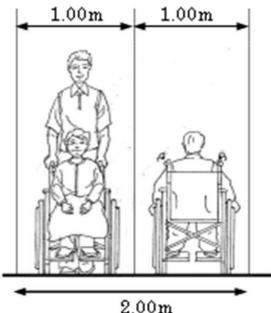
街路樹の成長に伴い、根が育成する空間を求めて、歩道や車道の下へ伸びることにより、縁石や舗装を持ち上げてしまう場合があります。こうした根上りの発生は、舗装等の損壊だけではなく、自動車・自転車による事故、歩行者がつまずいて転倒する等の危険が生じる場合があります。



根上がりにより縁石・歩道が持ち上がっている

2-4-2. 狭小な歩道構造

歩道幅員が狭い箇所への植栽により、十分な有効歩行幅員が確保されておらず通行に支障となる場合があります。歩道の有効幅員は、「車いす使用者同士が円滑にすれ違うことが可能な2mを確保する」ことが求められていますが、調査結果から、歩道有効幅員が2m未満の十分な有効歩行幅員が確保されていない路線は95路線(40%)ありました。また、歩道の無い路線は28路線(12%)確認されました。



※「歩道の有効幅員に関する基準」

- 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路は3.5m以上、その他の道路は2m以上とする。
- 車椅子同士のすれ違いができるよう、民地の活用を含め、2m以上の有効幅員を部分的に確保することが望ましい。

出典)道路の移動等円滑化に関するガイドライン 国土交通省(令和6年(2024年)1月)



歩道の有効幅員が2.0m未満の路線

2-4-3. 樹木の健康障害

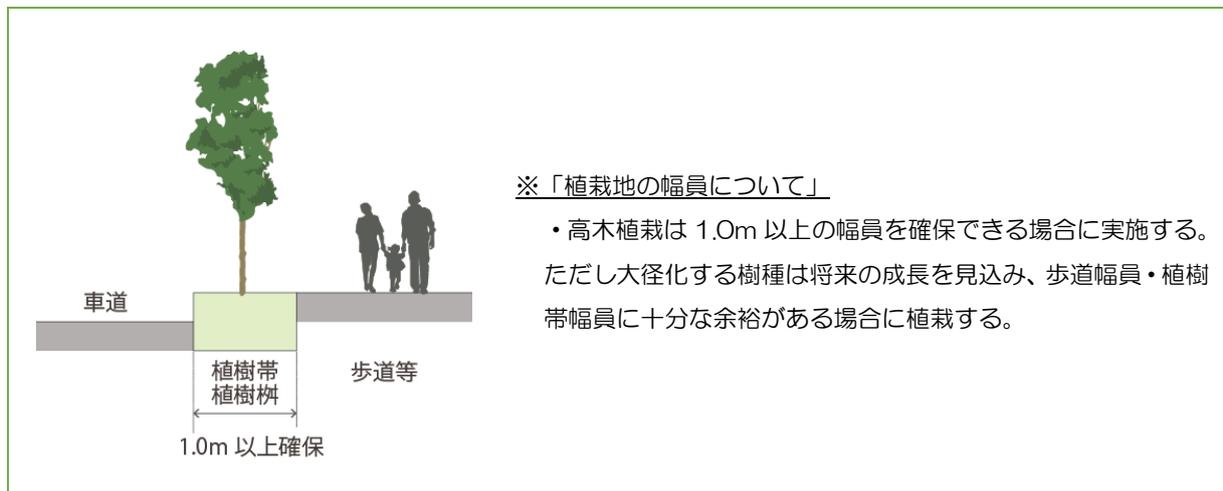
狭小な植栽地や樹木同士の競合、不適切な剪定等により、樹木が本来有する機能が十分に発揮できず、樹木の生育不良を招くことになります。このような樹木の健康を障害する問題点について以下に整理します。

(1) 狭小な植栽地・植栽間隔

高木を植栽する際、最低でも「1m」の植栽幅員を確保しなければ健全な生育は見込めないとされています。調査結果から、植樹幅員が1m未満の狭小な植栽地の路線は53路線(22%)ありました。

また、街路樹の植栽間隔は、樹種や周辺状況により異なります。一般的に概ね8m程度の間隔を確保することが望ましいとされています。十分な植栽間隔を確保することで、樹形を自然樹形に近い形で維持管理することができます。

調査結果から、植栽幅員が8m未満の路線は、71路線(30%)ありました。しかし、本市内の街路樹は、樹高3~4m程度の小さい街路樹が半数程度の路線を占めています。各路線の樹高や樹種特性等を総合的に勘案し、植栽間隔が狭小であると判断したものは、11路線(5%)ありました。



出典)街路樹維持管理マニュアル 国土交通省 関東地方整備局東京国道事務所(令和4年(2022年)2月)



植樹幅員が狭小な路線



植栽間隔が狭い路線

(2) 過度な剪定による腐朽の発生・景観の悪化

建築限界への越境を防ぐため、安全面を優先させた必要以上に枝を切り詰める強剪定が行われています。不適切な位置での剪定により、腐朽が発生・拡大している街路樹や景観が悪化している路線も見られます。強剪定が行われている路線は、95 路線(40%)あり、そのうち 35 路線(15%)で、断幹されている樹木がみられました。特にアオギリやトウカエデ、プラタナス等の成長速度の早い樹種が、建築限界を確保するため繰り返して過度な剪定が行われることで景観の悪化を招いています。



強剪定されているトウカエデ



強剪定されており、腐朽が入るナンキンハゼ

(3) その他事象による生育不良

上記の(1)(2)の他の理由により、街路樹の健全な生育を阻害し、生育不良となっている事象も確認されました。

緑地や樹林が歩道周辺に位置しており、高い樹木で構成されている箇所は、街路樹が周辺の樹木に日当たりや生育スペースを奪われ、生育不良となっていました。加えて近年の気候変動による猛暑の影響で、暑さや乾燥に弱い樹種はさらに生育不良となっている可能性が考えられます。



周辺の樹木に日当たりや生育スペースを奪われているクスノキ



樹勢不良のハナミズキ

2-4-4. 沿道環境への支障

(1) 民地への越境・建物への近接・接触

民地に隣接して植樹帯が設置されている場合、街路樹の成長に伴い、枝葉が民地へ越境している箇所が確認されました。また、境界付近に建物や施設が位置している場合は、建物への近接や、接触しているような箇所も見られ、沿道環境へ支障をきたしている事例も確認されています。一方で、民地近傍に植栽することで視線の遮蔽や騒音の低減等、遮蔽機能や緩衝機能として機能している路線も確認されました。



アオギリが民地に近接して植樹帯が設置され、枝葉が越境し、住宅施設に接触している



写真左側鉄道沿いに近接して植樹帯が設置され、カイツカイブキの枝葉が越境しているが、電車騒音からの緩衝緑地として機能している

(2) 枝葉の架線への接触

歩道に設置されている通信線や電線等の架線と、枝葉が接触している箇所が確認されました。街路樹の枝が電線と接触し、停電の原因となるおそれがあります。

このため、樹高が高くなる樹種は、架線の下で強剪定が実施され、架線との接触を避けている箇所もありました。また、架線との離隔を確保するため、架線をまたいで樹木の上方向へ成長を促す管理をしている路線や、枝葉との接触対策として、電力会社により部分的に保護カバーが設置されている箇所もみられました。



イチヨウの枝葉が架線と接触している



ケヤキが、架線をまたいで生育している枝葉が接触している箇所もある

2-4-5. 気候変動・自然災害に伴う街路樹への影響

近年の気候変動に伴う気温上昇により、都市部では高温・乾燥ストレスが増大しており、街路樹の生育不良や枯損につながるおそれがあります。こうした気候条件の変化は、街路樹の健全性を維持する上で従来以上の配慮を必要とする要因となっています。

また、平成30年（2018年）9月4日の台風21号では、大阪府で最大瞬間風速が50m/sを超える暴風が観測され、本市が管理する街路樹においても多数の倒木や枝折れ等の被害が発生し、自然災害に伴う重大な被害リスクが顕在化しました。さらに、街路樹の老木化が進む中で、空洞化や腐朽が見られる樹木は倒木の危険性がさらに高まる懸念されます。



台風21号による街路樹の被害

2-4-6. 生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種

近年外来生物が人間の活動によって、生物本来の移動能力を超え、もともと生息・生育していない地域に到達し、その場所に定着することにより、在来種の生態系等にとって大きな脅威となっています。

環境省では「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(平成27年(2015年)3月)」において、特に影響が大きいと考えられる外来生物種をリスト化し、リスト掲載種について、適切な行動を呼びかけることで、生態系等への被害を防止することを目的としています。

対象路線の街路樹として植栽されている樹木で、記載のある樹種は以下のとおりです。

表 2-6 外来種リストに掲載されている街路樹の樹種

樹種	カテゴリ分類	該当路線数
ニワウルシ(シンジュ)	重点対策外来種 (甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い。)	1 路線
トウネズミモチ		1 路線
ナンキンハゼ	その他の総合対策外来種	7 路線
ハリエンジュ (ニセアカシア)	産業管理外来種 (緑化や牧草、養蜂における蜜源植物、果樹、養殖・放流、施設栽培の受粉用等に利用されている。その利用にあたっては適切な管理が必要。)	3 路線

また、クビアカツヤカミキリによる被害は全国で問題となっています。この害虫は、サクラやウメ等の樹木の内部を食い荒らし、枯死や倒木の原因となることがあり、街路樹や公園の安全性に影響を及ぼします。今後、市内の被害拡大を防ぐため、引き続き樹木の点検を行い、早期発見・早期防除に努めていきます。

2-5. 街路樹に関する市民意識

街路樹の再整備に関する市民意見を把握するためワークショップや市民意見交換会等を実施しました。

2-5-1. ワークショップ

(1) 目的

ワークショップでは、街路樹の役割や現状の課題について参加者の理解を深めるとともに、課題解決に向けた今後の街路樹のあり方や将来像について意見を収集することを目的として実施しました。

(2) 実施概要

ワークショップのタイトル：「 街路樹検討ワークショップ

～みんなで育む茨木市の街路樹～ 」

ワークショップは、全2回実施し、第1回は令和7年（2025年）2月16日、第2回は令和7年（2025年）3月2日に実施しました。参加者数は、第1回が22名、第2回は16名の方にご参加いただきました。



ワークショップの様子



グループ発表の様子

(3) ワークショップ結果の整理

ワークショップでは、多数の意見が挙げられました。主な内容を以下に整理します。

① 茨木市の街路樹に求める機能

ワークショップの中で、街路樹に対する良いイメージの意見として最も多く挙げられたのは、「街路樹景観」に関する内容でした。なかでも「四季の変化を感じられる」といった意見が多数を占めました。このことから、街路樹の景観的な価値や季節感を特に重視していることがうかがえました。

一方、悪いイメージの意見としては、「街路樹が道路の安全機能を阻害している」との指摘が多数挙げられました。特に、根上がりによる歩道面の凹凸や、樹木による見通し不良に関する意見が多く挙がりました。これらの意見から、安全かつ快適に歩行できる環境が求められていることがうかがえました。

② 茨木市の街路樹の理想像

ワークショップでは、街路樹の理想像を示すタイトルとして、以下の4つが提案されました。これらのタイトルは、市民が楽しみながら主体的に街路樹の管理や育成に関わることで、魅力的で愛着の持てる街路樹を形成することの重要性が示されています。

街路樹の理想像
『みんなで楽しく創るみんなの街路樹』
『茨木市の街路樹に愛着をもてるしくみづくり』
『街路樹のアイドル化！』
『地域で作り、はぐくむ街路樹』

③ 茨木市の街路樹をよりよくするための提案

上記の理想像を実現するための提案として、多数意見が挙げられました。

多くの市民に街路樹の価値や効果を知ってもらい理解してもらうことが重要であり、その手段として、情報発信やイベント開催等の具体的な案が挙げられました。また、維持管理面や計画内容についても具体的な提案がありました。主な意見を以下に整理します。

表 2-7 ワークショップの主要な提案意見

項目	提案内容	具体的な意見
市民意識の向上を図る提案	情報発信により、市民の理解と愛着を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS や市広報誌での情報発信 ・街路樹の情報共有システムの構築（樹種・樹齢・維持管理手法・危険木情報の共有、各街路樹の見どころ紹介、街路樹マップ、二次元コードの設置）等
	楽しみながら関われる体験型のイベントを展開	<ul style="list-style-type: none"> ・クラフト、観察会、風景画コンテスト、街路樹ガイドツアー等の街路樹に関するイベントの実施 ・学生とのフィールドワークの実施 ・廃材や街路樹の花や葉等を活用し二次利用する体験(落葉で焼き芋、たい肥作り等) 等
	こどもを対象とした環境学習の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・都市樹木に関する授業等、教育面での取組の拡充 等
	地域に親しまれる名称の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹や通りへの名称の公募による設定・公開 ・企業によるネーミングライツの導入 等
維持管理に関する提案	地域による見守りの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お散歩しながら樹木の見守り(点検)の実施 ・市民ボランティアによる点検システムの構築 等
	落葉に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもも大人も多様な市民参加による落葉清掃の実施 ・落葉を堆肥化し循環利用する 等
	街路樹の剪定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・開花時期等の見ごろを考慮した剪定時期の設定 ・街路樹の状態に応じた剪定頻度の設定 ・落葉樹の魅力を発信し強剪定を避ける 等
	多様な財源確保・支援策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理や点検等の市民参画による管理費用の軽減 ・街路樹のファンを募り、管理費用のサポート ・企業参画による管理費用のサポート 等
	街路樹管理に関する問い合わせフォームの開設	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹相談窓口の開設 等
	メリハリのある維持管理手法への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の街路樹を重点的に管理する箇所とそうでない箇所を区分し管理にメリハリをつける 等

計画に関する提案	立地条件等に応じた計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽スペースを考慮した樹種選定の実施 ・狭小なスペースは低木類や花壇へ更新 ・十分な歩行スペースが無い箇所は街路樹の廃止を検討 ・樹木の樹齢を考慮した計画的な植栽 ・場所によって地植えではなく鉢植え管理へ移行 等
	美しい街路樹景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい街路樹景観のある名所を創出する 等
	市民の愛着を高める樹種選定	<ul style="list-style-type: none"> ・候補樹種の選択は専門家が実施し、市民による樹種選定の実施 ・落葉対策を考慮し、四季を感じることでできる常緑樹の植栽 ・倒木しにくい緑陰を感じることでできる樹種を選定 等
	街路樹と一体的な滞在空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緑陰の休憩スペース等の設置 等

2-5-2. 市民意見交換会

街路樹に特色のある地区を対象に市民意見交換会を実施しました。主な意見を以下に整理します。

項目	具体的な意見
地域の街路樹に対する思い	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区で植えられている樹種は異なるが、各地区とも街路樹に愛着を持ち、現在の街路樹を残していくことが求められている ・道路の安全性の確保と美しいまちなみの共存が求められている 等
維持管理における課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区に落ち葉清掃は地域で担っていただいているが、清掃活動を行っている方々の高齢化が進み、また、地域コミュニティの希薄化により、あらたな清掃活動の担い手が減少しており、負担が年々増加している状況 ・樹木の高木化・老木化により、安全面で不安を抱いている 等
市への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の負担軽減のための具体的な施策（補助金等）とサポートが求められている ・街路樹に愛着を持ち、市と市民が協働して街路樹を管理し、景観形成に取り組んでいく仕組みづくりが求められている 等

2-5-3. 学生による「共創」をテーマとした街路樹管理のあり方検討

街路樹を通じた地域づくりにおける「共創」の実現を目指し、大学の公共政策授業と連携して、市民と協力した街路樹管理の可能性について学生たちに考えてもらう取組を実施しました。

(1) 授業の概要

公共政策を学ぶ大学生を対象に、市職員が茨木市の街路樹に関する現状や課題について講義を行いました。また、学生には身近な街路樹を観察し、その状態を記録・考察する課題を通じて、街路樹への関心を深める機会を提供しました。

さらに「茨木市・沿道住民・近隣住民・通行者」の立場に分かれ、それぞれの視点で意見交換を行い、地域と連携した街路樹管理のあり方について提案をいただきました。

(2) 街路樹を通じた共創に向けた提案

ワークショップと同様に、多くの市民に街路樹に関心を持ってもらうための提案や、「共創」を実現するための具体的な提案をいただきました。主な提案を以下に整理します。

項目	提案内容
街路樹に対する関心を高めるための提案	<ul style="list-style-type: none">・街路樹それぞれに名前をつけ、市民に親しみを感じてもらう・街路樹の名前や樹種・特徴等の情報をプレートや二次元コードを設置し、誰でも簡単に情報を得られる仕組みを作る・四季折々の街路樹と一緒に写真を撮れる“フォトスポット”を設け、写真撮影を楽しむ機会を提供する・街路樹の成長や開花状況等を SNS で発信し、市民のコメントを通じて交流できる場を創出する 等
市民と道路管理者で協力して実施するイベントや仕組み等	<ul style="list-style-type: none">・地域や学校と連携し、落ち葉清掃や装飾、落ち葉アート等を楽しむイベントを実施・学校や企業と連携し、季節ごとの街路樹の変化を記録するワークショップや、写真を投稿するイベントを実施・こどもの自由研究や市民の樹木観察に活かすため、茨木市内の IT 企業と連携した市政版 note の開発し、その中で街路樹周りの生態系を投稿するプラットフォームを作る・地域で「自分たちの木」を見守る“街路樹サポーター制度”を導入することで、市民の主体的な参加を促進 等